文化芸術都市の創生に向けて

京都は、悠久の歴史の中で、多様な文化芸術を重層的に蓄積し、また、それらをただ守るだけではなく、絶えず新しく生み出すための創意と工夫を続けてきた都市です。

私は、このまちに、常に優れた文化芸術都市であり続けんとするたくましい 意思を宿した「遺伝子」が、1200年有余にわたって脈々と息づいているように 思います。それは、人々の日常生活に文化芸術を根付かせ、また、我が国を代 表する担い手を育て、更に、国内外との交流を活発にしてきました。そして、 幾多の文化芸術を創造、練磨、熟成しながら、歴史都市・京都ならではの美し い景観とともに、日本の財産、世界の宝というべきものへと高めてきたのです。

この「文化芸術都市・京都」の遺伝子を、未来にしっかりと引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務であります。

京都市では、こうした観点から、京都の優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して、平成18年4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行致しました。そして、条例に掲げた目標実現のための具体策をとりまとめたものが、この「京都文化芸術都市創生計画」です。

この計画は、市民、芸術家、企業、関係機関の皆様と力を合わせ、京都のまちの総力を結集して、文化芸術都市の創生に取り組むうえでの確かな「礎」となることを期して策定致しました。そして、計画期間である 10 年後には、私たち市民が誇りに思い、国内外の人々があこがれる、日本文化の豊かさを象徴する美しい都市・京都を、より一層光り輝かせようと考えております。本計画への多くの皆様の御理解と御協力、そして文化芸術都市づくりへの積極的な御参画をよろしくお願い致します。

結びに、本計画の策定に当たり多大のお力添えをいただきました「京都文化芸術都市創生審議会」の西島安則会長をはじめ各委員の皆様、並びに大変多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様に対しまして、心から御礼申し上げます。



目 次

| 2 文化芸術をめぐる京都の現状と課題 | ······ 4 |
|--------------------------------|----------|
| 3 文化芸術都市の創生に向けて | |
| 4 計画の位置づけと計画期間 | |
| 【10 年後の文化芸術都市・京都の姿(イメージ)】 | S |
| 第2章 計画の内容 | |
| 1 京都がリードする文化芸術のまちづくり | 10 |
| ~五つの京都先行プロジェクト~ | |
| (1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進 | 12 |
| (2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進 | 14 |
| (3) 文化芸術に親しみ,その楽しさを知る子どもたちの育成 | 17 |
| (4) 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成 | 19 |
| (5) 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり | 21 |
| 2 文化芸術都市創生のための総合的な施策 | 23 |
| (1) 日常生活における文化芸術の定着 | 23 |
| (2) 伝統の継承と新たな創造活動の支援 | 28 |
| (3) 文化芸術の交流の促進 | 31 |
| (4) 文化芸術環境の向上 | 33 |
| (5) 学術・産業との連携 | 39 |
| (6) 市民の活動支援 | 41 |
| 第3章 推進方法 | |
| 1 市民参加による推進体制 | 42 |
| 2 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の連携 | |
| 3 京都創生策の推進 | 1. |
| 4 計画の取組の評価・点検等 | 44 |
| 【本計画に掲げる施策一覧(京都文化芸術都市創生条例との関連 |)] 45 |
| 参考資料 | |
| • 京都文化芸術都市創生条例 | 50 |
| • 京都文化芸術都市創生審議会委員 | 52 |
| • 計画第定すでの経過 | 53 |

第1章 計画がめざすもの

1 計画策定の背景

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、優れた文化芸術(※1)を生み出しながら、これを重層的に蓄積し、また、創造的に継ぎ足しながら、全国に類のない「厚み」のある文化芸術を形成してきました。

京都において、それは、単に、一時の享楽を人々にもたらし都市に飾りを添える、多々ある都市の特性のうちの一つとして存在してきたのではなく、市民の暮らしに根を下ろし、都市の営みと共に創造・蓄積を繰り返してきた、都市の本質に関わる要素でありました。そのことは、文化芸術への深い理解と愛着を有し、暮らしに取り込みながら、その創造・蓄積を支えてきた京都市民の高い見識と誇りによって培われてきたものです。

文化芸術は、京都を、政治や経済の力によらずとも、国内、更には世界の中でも格別の位置を占める都市として、世界の評価を集めるに至らしめている重要な「都市の力」であり続けてきたのです。

今日,文化芸術には,人々や社会に与える影響力があり,こうした文化の持つ力(=文化力)が「国の力」であることが,世界的にも認識されはじめてきました。このため,世界各国で文化力を高めることで,社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという,文化政策における国際競争が展開されつつあります。

わが国においても、経済力のみならず文化力により世界から評価される国へと発展していくこと、すなわち文化芸術で国づくりを進めるという「文化芸術立国」をめざす方針が示されています。

(文化庁 文化審議会文化政策部会 平成 18 年 7 月「文化芸術の振興に関する基本的な方針の 見直しについて(中間まとめ)」から)

こうした中,京都は,既に,長年にわたり都市の営みと文化芸術との密接なつながりを持ち,都市の存続・発展の大きな力として文化を創造・蓄積してきました。市政においても,昭和53年に「世界文化自由都市宣言」(※2)を行い,京都が「広く世界と文化的に交わることによって,優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」であることを都市の理想像として掲げました。

このような、今日の社会の潮流を先行する京都の特性を、今、改めてこれからの京都のまちづくりに生かすことが求められています。

このため、京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する**京都創生**の取組(※3)を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざ

して、平成18年4月に「京都文化芸術都市創生条例」(※4)を施行しました。

本計画は、「京都文化芸術都市創生条例」に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として策定するものです。

※1 文化芸術

本計画において「文化芸術」は、限定的に定義するものではありませんが、「文化芸術振興基本法」(平成13年12月施行)に準じた、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画・漫画等のメディア芸術、能・狂言・邦舞・邦楽等の伝統芸能、落語、茶道、華道、囲碁、将棋、民俗芸能等のほか、祭礼や、暮らしの文化(京ことばや京都の衣食住の習慣等)などを想定しています。

※2 世界文化自由都市宣言

「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちにつどい、 自由な文化交流を行う都市」であることを、京都市の都市理念として宣言したものです。

※3 京都創生

京都の歴史的な景観や文化は、京都だけのものでなく、日本の財産であり、世界の宝でもあります。これを市民や市の手で守り、育て、国内外に魅力を発信していくとともに、国に対しても、日本を代表する歴史都市である京都を国家的見地に立って積極的に守り、活用していくことを提案する取組です。

※4 京都文化芸術都市創生条例

京都の優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することをめざして制定・施行。本条例では、文化芸術都市創生の基本理念と、本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本的考え方等を定めています。

2 文化芸術をめぐる京都の現状と課題

(1) 文化芸術振興の指針に基づくこれまでの取組

京都市では、平成8年に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を進めてきました。

(主な取組)

・ 総合的な文化芸術振興の取組の推進

「京都芸術センター」の開設(平成12年4月)による,芸術家等の文化芸術活動の支援,市民等への文化芸術情報の発信,芸術家と市民の交流など

芸術家の育成や活動支援の推進

「京都市芸術文化特別奨励制度」の創設(平成 12 年度)や, 京都市立芸術大学の充実(平成 12 年度に大学院美術研究科博士(後期)課程設置, 平成 15 年度に大学院音楽研究科博士(後期)課程設置) など

・ 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興

「京都文化祭典」(平成 16 年度~)や京都市交響楽団の演奏会,京都薪能,市 民狂言会,市民寄席の開催など

文化芸術環境の向上

京都会館や京都市美術館,京都コンサートホール等の施設に加え,京都市美術館別館(平成12年度)や,右京ふれあい文化会館(平成13年度)の開館など

ボランティア活動の活性化

「文化ボランティア制度」の創設(平成14年度)による,文化芸術を支える市 民のボランティア活動の活性化

(2) 成果と課題

アー成果

上記(1)の取組により、今日、「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス(※)など200以上の事業を行い、6万人以上の方々に鑑賞・体験いただいています。また、作品の制作・練習の場所を提供する制作・発表支援事業では、年間約50団体(約600個人)の支援を行い(平成17年度実績)、国内外で活躍する芸術家を生み出すなど、京都に若い芸術家が定着し、活動する拠点として成果を上げ、全国的にも注目されています。

若い芸術家の支援策としては、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」も、特徴的な制度として関心を呼び、平成18年度までに16人の有望な芸術家を支援してきました。

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」では、期間中約100万人の市民・観光客の皆さんに楽しんでいただいています(平成17年度実績)。

また,「文化ボランティア制度」には,約500人の方々が登録され,本市の文化芸術事業の支援など活発な活動を行っていただいており,その他,文化芸術に関する関係団体や,市民団体,大学,企業等においても,主体的に様々な活動が進められています。

※アーティスト・イン・レジデンス

芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化 を受けながら作品を制作・発表する試み

イ 市民の皆さんの意識

こうした取組を進めてきた中で、市民の皆さんがどのような意識を持たれているかということに関して、平成18年6月から7月にかけて、京都の文化芸術に関する「市政総合アンケート調査」を行いました。(次ページ「平成18年度第1回市政総合アンケート調査結果の概要」参照)

この結果を、平成13年度に行った同様のアンケート調査結果と比較すると、例えば、「文化芸術活動を楽しむ頻度」について、「週に数回」といった回答も含めて「月1回以上楽しむ」との回答が、13年度に35.5%であったのに対し、18年度は54.1%まで伸びており、この数字を見る限り、以前よりも市民の皆さんが文化芸術を楽しむ頻度が増えてきた傾向もうかがわれます。

ウ課題

このような状況の一方で,

- ・ 今日、社会環境の変化や人々の生活様式の変化等により、従前、京都の特性であった「文化芸術と人々の生活や地域との密接なつながり」が次第に希薄化していくおそれがあること
- ・ 行政だけでなく、関係機関や大学、企業等が、京都の文化芸術を支える力と してそれぞれ特色ある取組を進めながら、それらの力が必ずしも一つの力に結 びついていないこと
- 京都の文化芸術の豊かさが必ずしも市民の皆さんに享受されていないこと
- ・ 「1 計画策定の背景」でも触れたように、近時、国内外で「文化芸術による まちづくり」の動きが進められつつある中で、更なる取組の展開がなければ、 文化芸術に係る相対的な取組の遅れが生じかねないこと

など、文化芸術都市の実現に向けて克服すべき課題があるといえます。

(次ページ「平成18年度 第1回市政総合アンケート調査結果の概要」参照)

平成18年度 第1回市政総合アンケート調査結果の概要

「京都の文化芸術」をテーマに、市民の皆さんの意識や考え方を伺ったアンケート調査の結果、以下のようなことが明らかになりました。

〇 市民の皆さんの、京都の文化芸術に対する関心は高い。しかし、十分に 享受されていない面も

京都の文化芸術について"もっと触れ、楽しみたい"等の回答が 9 割近くあり、改めて京都の文化芸術に対する市民の皆さんの興味・関心が高いことがわかりました。一方、このうち 6 割強が"機会があれば楽しみたい"とするなど、京都の文化芸術の魅力や豊かさが認知されながら、機会がないなどの理由で、必ずしも十分に市民の皆さんに享受されていないこともうかがえます。

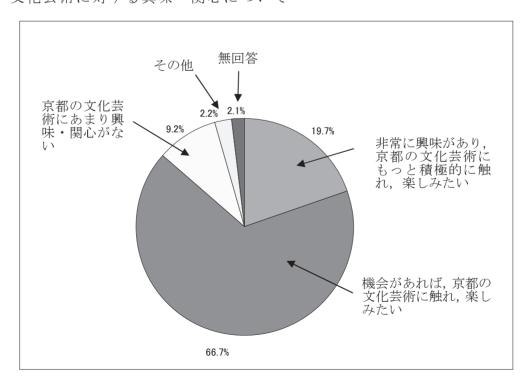
〇 文化芸術都市創生のために、行政・関係機関の連携が必要、また、市民、 芸術家、企業等の取組が大事との意見が多数

「文化芸術都市を創生するための必要な取組」を尋ねた問いに対しては、"行政と関係機関の連携"が約6割と最も多かったほか、"市民や芸術家等の取組"や、"企業による支援"も約5割の方々が必要と答えています。

〇 文化芸術による地域の活性化等に期待

文化芸術と地域のまちづくりとの関わりに関しては、"文化芸術によって、地域に人が集い、交流が生まれ、にぎわいが出る"が約6割、"地域の住民のつながりが強まる"が5割強と、多くの方が、文化芸術の活用が地域のまちづくりに有効と考えておられる結果が出ています。

文化芸術に対する興味・関心について



3 文化芸術都市の創生に向けて

(1) めざすべき「文化芸術都市」の姿

人間の共通の願いは、「健康で心豊かに生きたい」ということになるのではないで しょうか。

現代社会において人々のこの願いはますます高まっており、そうした中、特に「心豊かに生きる」という面での文化芸術が果たし得る役割は、非常に大きなものがあります。そして、文化芸術の効用によって心豊かに暮らせる社会こそ、本計画がめざす「文化芸術都市」の姿です。

こうした,本計画がめざす「文化芸術都市」の姿を,「京都文化芸術都市創生条例」に沿いつつ、より平易な言葉で描き出すと、以下のようなまちになります。

ア 文化芸術に関わる活動がさかんなまち

伝統的な文化芸術の継承・発展の活動や、文化芸術の新たな創造活動が活発 に行われているまち

イ 日常の生活シーンの中に文化芸術が見られるまち

文化芸術が市民の皆さんの生活や、身近な暮らしの場である地域の中にしっかりと根付いているまち

ウ 市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち

文化芸術が市民の皆さんに大きな生きる喜びをもたらしているまち

エ 文化芸術によって社会全体が活気づいているまち

文化芸術が、産業や大学との結びつきや、独自の都市景観を生かしつつ、社 会全体を活気づけているまち

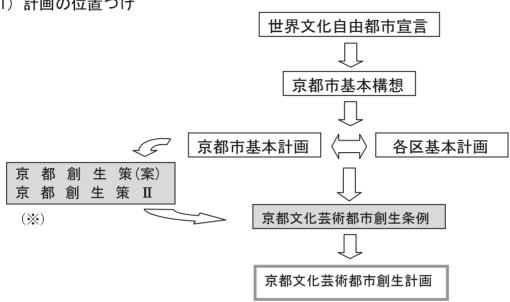
(2) 文化芸術都市創生の取組の視点

文化芸術をめぐる京都の現状と課題を踏まえ、改めて、京都を文化芸術都市として創生していくために、以下のような内容を、更なる取組の視点としていきます。

- ア 文化芸術の振興だけでなく、文化芸術によるまちづくりを進める。
- イ 「個別の取組」だけでなく、様々な力の連携によるネットワークづくりを進める。
- ウ 行政主導型の推進よりも、市民、芸術家、企業等とのパートナーシップ型の推進を図る。
- エ これまで以上に京都の文化芸術の魅力や豊かさ=「今ある文化資源」(※)を活用する。
 - ※ 京都の多様な文化の蓄積, 寺院・神社や文化的な施設の存在, 伝統から現代まで多彩な芸術家の存在, 芸術系大学が数多くあることなど

計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ



本計画は、「京都市基本計画」の文化芸術に係る分野別計画であるとともに、「京 都文化芸術都市創生条例」に基づく計画です。

そのため、本計画の策定に伴い、平成8年策定の「京都市芸術文化振興計画」及 び平成15年策定の「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくり プラン」(前記2参照)が担っていた文化芸術施策の指針としての役割については、 本計画に包括・継承することとします。

※京都創生策(案)及び京都創生策Ⅱ

平成 15 年 6 月に京都創生懇談会 (座長 梅原猛氏) からの「国家戦略としての京都 創生の提言」を受け、平成16年に「歴史都市・京都創生策(案)」としてまとめまし た。また、京都市の今後の方針や国への要望、提案をより具体化した「歴史都市・京 都創生策Ⅱ」を、平成18年11月に策定しました。

(2) 計画期間

平成 19 年 3 月~平成 29 年 3 月

※ 中間年度にあたる平成23年度に、それまでの取組の成果や社会状況の変化、新し い「京都市基本計画」の内容等を踏まえて、本計画の点検・見直しを行い、改めて 次の5年間に取り組むべき内容を明らかにします。

【10年後の文化芸術都市・京都の姿 (イメージ)】

10年後, 京都のまちはどうなっているでしょう? 人々の暮らしの様子はどうなっているでしょう? あなたは、どうしているでしょう?

こんな夢を思い浮かべました。

京都のまちは、緑の山々に周囲を囲まれ、まちなかを鴨川 桂川などの清流が流れる 美しい自然景観に今も恵まれ、また、社寺や町家などの歴史的な建造物と現代文化が溶 け合い、10年前と変わらず、否、更にみずみずしく深みのある風情を醸しています。

かつて、世の中は、一様に効率的であることや便利であることを追求しました。その結果、まちの様子や人々の生活が、全国どこでもあまり変わらなくなり、都市の個性が失われていくことが心配されました。京都も危機に瀕しましたが、「このままでは京都がどこにでもあるまちになる」という状況が深刻になるにつれ、次第に市民は、「京都が京都であり続けること」に強い自負とこだわりを示し始めました。この自負とこだわりの拠り所となったのは、悠久の歴史や、美しい景観、そして世界に比類のない優れた文化芸術の蓄積でした。

京都らしい景観を守ることと合わせて、京都を、改めて文化芸術の魅力に満ちたまちにしたいという思いが、水面に生じた小さな水泡が連なり、波紋を広げ、やがては大きな波になるように、多くの人々の間に広がりました。そして、この思いのもとに、市民や芸術家の活動、企業等の支援、行政の取組の力が一つに重なっていきました。

今日も、まちのあちこちで、文化芸術がいきいきと息づくシーンが見られます。

地域では、地蔵盆や地域のお祭りを継承する活動や、住民の手による様々な文化的な催し・活動などが盛んに行われ、高齢者や障害のある方、子どもたち、あるいは古くから住む住民と新たに住み始めた住民等が共に集い、交流し、つながりを強め、地域に活気を生む機会となっています。

また、京都の景観の特徴でもある寺院・神社などの歴史的な建物や場所が積極的に活用され、伝統芸能の公演や、クラシックのコンサート、現代的な演劇・ダンスなどが、 まちのあちこちで行われて、一年を通して市民や観光に訪れた人々を魅了しています。

まちなかでは、夕方頃、その日の仕事を終えた多くの人々が、忙しく過ごした一日に 少しの華やぎを添えるために、美術館やコンサートホールに足を運んだり、通りや町家、 公共施設や会社のロビー等で行われている若いアーティストの演奏や作品展に足を止 める姿が、日常的に見られます。

10年前に描いた文化芸術都市の理想像に向け、何もかもが上手く進んだわけではありません。しかし、10年前に、生活の便利さや次々と新しく提供される楽しさを享受しながら、なぜか疲れた表情を浮かべていた人々の顔や、まちの様子に、以前より、少なからず精気や活気がみなぎっているように見えます。

10 年後, あなたの毎日の暮らしに今より少しでも潤いがあり, 心が少しでも豊かになっていますように・・・。

第2章 計画の内容

1 京都がリードする文化芸術のまちづくり

~五つの京都先行プロジェクト~

前章でも挙げたように、今日、世界各国で、文化力を高めることによって社会を活性化しようという文化政策が展開されてきており、わが国においても、文化芸術で国づくりを進める方針が出されています。また、国内の各都市においても、文化政策方針において、「文化や芸術を生かしたまちづくり」等の考え方が示されはじめています。こうした中、かつていち早く日本の文化首都を標榜し、文化芸術を都市づくりの重要な視点としてきた京都において、全国のあらゆる都市に先駆けて、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すために、特に、その「先駆け」の原動力となる取組を、「五つの京都先行プロジェクト」として以下に掲げます。このプロジェクトは、本計画期間の前半5年間に全て着手することをめざします。

(1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

- ア 国立京都伝統芸能文化センター (仮称) の整備に向けた取組
- イ まち全体を舞台にした「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」(仮称)等の取組

(2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

・ 文化芸術による地域のまちづくり推進事業

(3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

ア 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」(仮称)等の取組

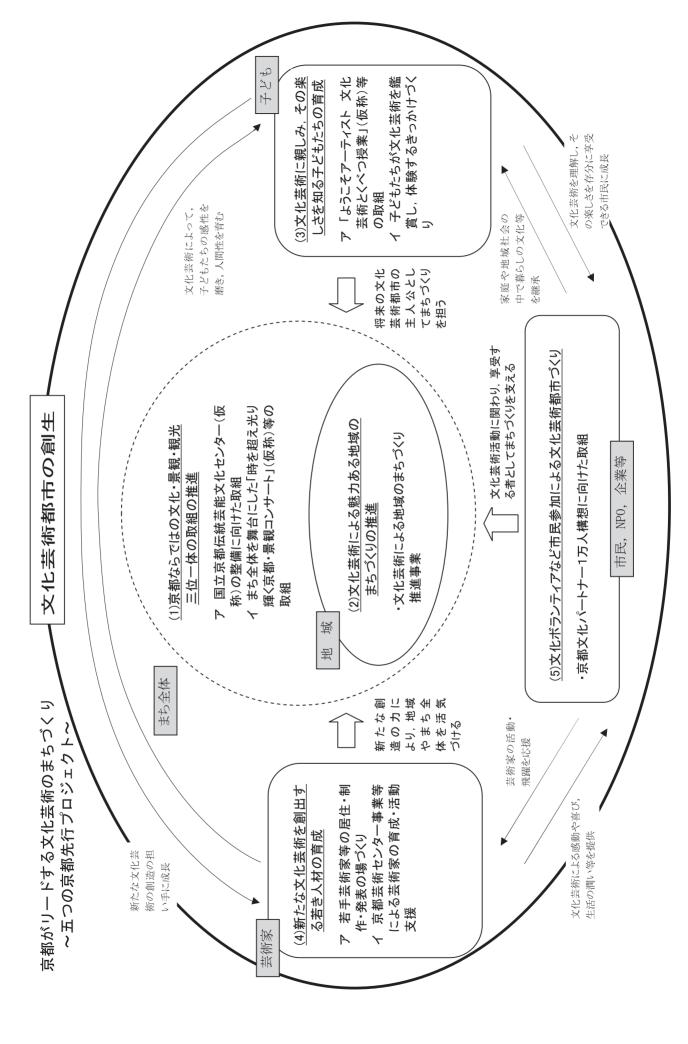
イ 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり

(4) 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成

- ア 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり
- イ 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援

(5) 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

・ 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組



(1) 歴史都市・京都の創生をめざして

京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

(現状と課題)

京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、御所、離宮や、多くの寺院・神社、史跡等の集積と山紫水明の自然が独自の風情を醸し出す歴史的・景観的要素を有し、それらがもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘(いざな)ってきました。すなわち、「文化」、「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっています。京都の創生のために、それらの要素を最大限に生かしたまちづくりが求められます。

【取組の趣旨】

「文化」,「景観」,「観光」をより一体的に結びつけた取組を進めることにより, 京都ならではの文化と景観の魅力が一層相まって,市民の皆さんはもとより国内外 の人々を惹き付けるまちの実現をめざします。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素、取組の特徴等)

悠久の歴史に培われた美しい自然景観や落ち着いた町並み、伝統を継承しつつ新たな創造を続ける文化の魅力、それらが年間 4,700 万人以上(平成 17 年)の観光客を集める比類なき資源となっていることなど、「文化」、「景観」、「観光」の三要素が高いクオリティを湛えて揃っていることは、魅力あるまちづくりにおける京都の大きな「強み」です。

【具体的施策】

ア 国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の整備に向けた取組

(ア) 国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の整備

日本文化の真髄である伝統芸能やそれを支える伝統工芸など,京都の貴重な 伝統的文化芸術を,京都独特の景観・風情の中で本来の輝きを湛えながら現代 に息づくものとして広く発信し,将来に継承する拠点施設の整備に取り組みま す。

具体的には、京都に集積されている日本の伝統芸能を生み出してきた人・物 (作品)・場を国内外の人々に情報発信し、また、訪れて体験・体感してもらい、 更に継承・創造するための拠点として、国立京都伝統芸能文化センター(仮称)を整備することをめざします。

この施設の整備は、日本の財産であり、世界の宝である京都の文化を守り、 育てるために必要な国家的な課題であることから、「歴史都市・京都創生策II」 に基づき、国の特別措置も求めつつ国家戦略として取り組みます。

(イ) 伝統芸能文化センターモデル事業「京都創生座」(仮称) の実施

「国立京都伝統芸能文化センター(仮称)」の整備に向けた取組を推進するため,国への要望とあわせて,センターの機能として想定している事業を先行的

に試行し、センターのイメージを明らかにするモデル事業を実施します。

具体的には、京都における伝統芸能の集積を生かし、継承・発展させながら広く発信する試みとして、例えば、「日本の伝統的な文化芸術の継承・創造」をテーマに、能、狂言、邦舞、邦楽等の伝統芸能の作品で、四季をつづる舞台公演等の企画・実施に取り組みます。更に、実施に当たっては、京都の伝統的な景観・風情が息づく地域の会場を選定し、景観保全や観光の取組との連携を図り、京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組とすることをめざします。

イ まち全体を舞台にした「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」(仮称)等の取組

京都市では、50年後、100年後の京都の将来を見据え、歴史都市・京都にふさ わしい景観の保全・創出のあり方について示された「時を超え光り輝く京都の景 観づくり審議会」からの最終答申や、多くの市民の皆さんの御意見を踏まえ、「京 都市眺望景観創生条例」の制定など、京都の優れた眺望景観や借景を保全してい くための取組を進めています。

そうした「守るべき京都の眺望景観や借景」を形成している場所において、コンサート等の催しを企画・実施することにより、文化的情緒に彩られた京都の景観の保全・再生の気運を高めるとともに、市民や観光客の皆さんが文化芸術に身近に触れられる取組の推進を図ります。実施に当たっては、民間団体や大学等との連携を図るとともに、京都市交響楽団や京都市少年合唱団、文化ボランティア等の力を活用しながら取組を進めます。

また、京都は、伝統芸能や茶道、華道などの文化を育むとともに、紫式部が著した「源氏物語」(※)をはじめ優れた文学を生み出し、その舞台にもなってきました。そうした各時代の文化がいくえにも積み重なり、優れた景観とも相まって、独自の文化的な魅力が形成されています。そうした、歴史に培われた京都の文化芸術の奥深い魅力を、次代を担う子どもたち等に引き継ぐとともに、市民、NPO、企業等とも協働しながら積極的に発信していきます。

※源氏物語の千年紀を契機とする事業

平成 20 年に,源氏物語が,わが国の記録に現れた著述の年から一千年を迎えます。 この機会に、日本の文化の素晴らしさを全国・世界に発信することを目的に、京都市、 京都府、京都商工会議所、京都文化交流コンベンションビューロー、宇治市、民間団体、 NPO、企業等が協働して様々な関連事業を展開することとしています。

(1)の関連条項等

- 条例第9条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」,第11条「伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策」,第15条「国内外の人々の関心と理解を深めるための施策」,第17条「景観を保全し,及び再生するための施策」,第20条「文化芸術及び産業が相互に影響を与え,創造的な活動を新たに生み出すための施策」の具体化
- 第1章3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 エ「文化芸術によって社会全体が活気づいているまち」 の実現の取組

(2) 人のつながり、地域の魅力、暮らしの活力の創出

文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

(現状と課題)

京都において文化は、人々の日常生活とかけ離れた特別なものとして存在してきたのではなく、日々の暮らしや、生活の場である地域に根付き、その中に深く浸透しながら存在・ 発展してきました。

しかしながら、現在、グローバリズムの進展、社会状況の変化等により、人々の暮らし ぶりや生活環境の変貌が進む中で、人々の暮らしや地域と文化芸術との密接な関係が薄れ ていくことが危惧されます。

【取組の趣旨】

京都において、改めて文化芸術が、地域の暮らしの中にいきいきと息づくとともに、そこで生まれる活力やにぎわいが地域の活性化につながることをめざし、文化芸術と地域のまちづくりを一体化させた取組=「文化芸術による地域のまちづくり」を促進します。

また、取組を進める中で、特に地域と文化との結びつきが密接な地域について、 文化芸術による地域のまちづくりのモデルとなる「文化ゾーン」と位置づけ、市内 に特色ある多様な文化ゾーンが形成されていくことをめざします。

(文化芸術による地域のまちづくり)

ア 地域の人々が参画して文化事業等を企画・実施し、共に楽しむことにより、 地域コミュニティの活性化を図る。

イ 文化事業等の実施により、当該地域に、他地域の市民や買い物客、観光客 等が集う状況を創出し、まちに賑わいを生む。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素, 取組の特徴等)

元来,京都の人々は、日常の生活圏と遠く離れた劇場等にわざわざ足を運び、特別な創作の場においてのみ文化に触れ、非日常的なものとして楽しんできただけではなく、例えば、陶芸、染色等の優れた伝統工芸の営みが、一般の人々が普通に生活を送る地域で日常的に行われ、また、能・狂言等の伝統芸能も、その練習や公演の場が人々の暮らしのごく近辺にある中で、常にその創作の気配を感じながら、身近に親しみ、楽しんできました。このように、暮らしや地域の中に文化芸術が息づいてきた伝統のある京都ならではの取組です。

【具体的施策】

- 文化芸術による地域のまちづくり推進事業
- (ア) 文化芸術による地域のまちづくりモデル事業

「文化芸術による地域のまちづくり」の取組方法等を実践的に示し、地域住民の方々主体の文化芸術による地域のまちづくり活動が、市内の各所で行われることを促すため、本市と地域との連携による各種のモデル事業を実施します。こうした取組等により、文化芸術による地域のまちづくりのモデルとなる、特色ある多様な「文化ゾーン」の形成を進めます。

モデル事業例

a 地域にある遊休施設を活用したモデル事業

例えば、小学校跡地施設等の遊休施設を暫定的に活用し、地域住民の方々や地域の住民団体等と本市が連携をとりながら、舞台公演やコンサート、美術作品展などの文化的な催しをモデル的に実施し、地域の活性化や新しいまちづくりにつなげる取組など

b 町家や通り、空き地等を活用したモデル事業

地域の中にある町家や地域のメインストリートとなっている通り,空き地などを活用し,例えば,住民参加による美術のワークショップと,そこで作られた作品の町家や通りを活用した展示,芸術家との交流などをモデル的に実施し,地域の活性化や新しいまちづくりにつなげる取組など

(イ) 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

「文化芸術による地域のまちづくり」の取組が、市内各所で行われることをめずして、地域住民主体の活動を支援する取組を進めます。

支援例

- a 地域の「身近なアートスペース」になる可能性のある場所の活用促進 地域にある寺院・神社、空き店舗、郵便局、病院、大学や、本市関係施設 等の敷地・施設の一部やロビーなど、ミニ・コンサートや絵画・写真展など の文化事業等に活用可能なスペースが、地域主催の「文化芸術による地域の まちづくり」活動の場として提供されるよう、例えば、各施設管理者に働き かけ、提供可能なスペースを登録して地域での活用を促進するなど
- b 地域文化会館の提供

地域(学区単位等)主催の文化事業等に対し、その実施場所として、地域 文化会館等を提供するなど

(地域文化会館等の活用例)

ホールでの小演奏会や舞台公演,会議室での地域の「暮らしの文化」継承のための講話,創造活動室での絵手紙教室,ロビーでの絵画展等

c 文化ボランティア等の派遣

文化ボランティアや芸術家等の派遣により,地域の文化事業等の企画・実施を支援するなど

(2)の関連条項等

- 条例第8条「暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策」,第9条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」,第13条「文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策」,第21条「市民の自主的な活動を支援するための施策」の具体化
- 第1章3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 イ「日常の生活シーンの中に文化芸術が見られるまち」 の実現の取組

(3) 文化芸術大好き!子どもたちの豊かな感性, いきいきとした表現力を育む 文化芸術に親しみ, その楽しさを知る子どもたちの育成

(現状と課題)

今日,子どもたちを取り巻く環境は、ものがあふれ豊かになった一方で、何かに深く感動したり、多くの人と交流して豊かな人間関係を築くなどといった経験が乏しくなってきた傾向が見られます。また、いじめなどの問題も大きな社会問題になってきています。

こうした中,美しいものに感動する心や,豊かな感性,人と心を通い合わせるコミュニケーション能力等を育むための一層の環境づくりが求められています。

【取組の趣旨】

文化芸術が市民の皆さんにより親しまれ、また、文化芸術の次代の担い手の「芽」が育つようにするためには、子どもの頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組が大事です。この取組は、文化芸術振興上の意義にとどまらず、子どもたちの表現力やコミュニケーション能力の向上など、豊かな人間性の育成にもつながるとともに、いじめや不登校、暴力行為などの形で表れ、社会問題になっている子どもたちの心の問題に対しても、大きな意義があるといえます。

こうした観点から、文化芸術を担う京都の人材の豊かさ等を生かして、子どもたちの、文化芸術への関心や、楽しみ、喜びを感じる感性を育む取組を進めます。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素,取組の特徴等)

多彩な文化芸術の担い手から暮らしの文化の継承者にわたる人材の豊かさや,京都市立音楽高等学校,京都市立銅駝美術工芸高等学校,京都市少年合唱団の設置・運営など芸術教育を先駆的に推進してきた特性を,子どものための文化芸術振興に生かした京都ならではの取組です。

【具体的取組】

ア 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」(仮称)等の取組

子どもたちが、優れた文化芸術の「ほんものの輝き」に触れ、表現する楽しさやコミュニケーションの楽しさを体験することによって、その感性がいきいきと育まれることをめざします。

例えば、京都の優れた芸術家を、小・中・総合支援学校や幼稚園・保育所・児 童館などに派遣して、伝統芸能や茶道、華道、演劇、ダンスなど、文化芸術に関 わる講話や実技指導、ワークショップ等を行う事業の実施に取り組みます。

また,市立小・中学校等において従前から取り組まれている,地域の人材の協力を得て伝統的な文化芸術を体験的に学習する「京の雅探検隊」,京都市交響楽団の演奏を楽しむ「小学生のための音楽鑑賞教室」,市民の皆さんの協力により様々な学習・体験の機会を提供する「みやこ子ども土曜塾」など,京都ならではの文化芸術教育をより一層進めます。

イ 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり

(ア)子どもの文化芸術鑑賞支援事業「子ども はじめての感動応援ステージ」 (仮称)

市内で行われる演劇、コンサート、伝統芸能、ミュージカルなどの中から、子どもたちの感性の育成に資する優れた舞台芸術を選んで、子どもの舞台鑑賞支援事業「子ども はじめての感動応援ステージ」(仮称)と位置づけ、事業主体と協力して鑑賞料金を低く抑えるなどの支援を行うことにより、より多くの子どもたちが優れた文化芸術と触れ合う機会をつくります。

(イ)「子どものための暮らしの文化体験講座」(仮称)

例えば、町家の暮らしの知恵を、実際に町家で暮らす住民の方々から体験的に学んだり、先人たちから受け継がれてきた京都の食の文化を、京料理の職人から学ぶなど、暮らしの文化を、現代の「町衆」から子どもたちに伝える講座の開催等に取り組みます。

(ウ) 様々な文化に子どもが親しみ、又は親子で楽しむ機会の拡大

京都芸術センターや京都市美術館における子どもや親子のためのワークショップ,京都コンサートホールにおける親子で楽しめるコンサート,京都市交響楽団による「こどものためのコンサート」等の取組のほか,子どもたちがより気軽に文化施設を訪れ,文化芸術に親しめるようにするための取組を進めます。また,京都の貴重な文化財に学校授業等の中で触れることを通して,子どもたちが,京都の文化の「深さ」を体感し,地域に愛着を持てるようにする取組

更に、京都会館、京都市美術館、京都市動物園、京都市国際交流会館、京都 国立近代美術館等の文化施設が集積する岡崎地域の特性を生かし、各施設や地 域の連携のもとに「岡崎子どもアートひろば」(仮称)等の事業の企画・実施を 検討します。

(3)の関連条項等

等も推進します。

- 条例第9条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」,第10条「子どもの感性を磨き,表現力を高めるための施策」の具体化
- 第 1 章 3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 ウ「市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち」の実現の取組

(4) 芸術家たちが夢を育み、住み続け、活動したいと思えるまちをめざして 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成

(現状と課題)

これまで京都のまちは、優れた文化の集積によって多くの若い人材を惹きつけてその才能を育み、また、その若い才能が放つみずみずしい創作のエネルギーを、文化の集積のより一層の厚みへとつなげてきました。

しかしながら、今日、京都で育まれた若い才能が、京都のまちに根を下ろして活動を続ける環境を見出せず、他の都市に制作や発表の場を求めて移り出て行く状況も見られます。

【取組の趣旨】

今日の京都において、将来の飛躍の可能性を秘めた若い人材が、数多く京都に学び、更に京都に学んだ人々が京都にとどまり、学んだものに磨きをかけることで、そうした若い人たちの手による文化芸術が、京都のまちで大きく育っていくことをめざします。

ここがリード(他都市に例がないといえる要素,取組の特徴等)

京都は、芸術系大学をはじめ多数の大学が集積する「大学のまち」として、全国から広く学生を集めています。また、その才能を、常に時代の最先端を追い求める刺激的な環境の中で引き出し消費していくのではなく、豊かな文化的・学術的な風土の中でじっくりと育み熟成させていく土壌を有しています。こうした他の大都市にはない独自の「若い才能の育成環境」を、更に整備していく取組です。

【具体的施策】

ア 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

既存の町家や倉庫,公的住宅等の活用による居住・制作の場づくりや,小学校 跡地施設や公共空間等を活用した発表の場づくりなど,若手芸術家等の京都にお ける居住・制作・発表を促進する方策を検討します。これにより,若いアーティ ストたちが京都のまちなかに居住し,活動しつづけることができる環境を整え, 彼らの新しい創作の活力を,まちの活力につなげます。

|イ 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援

京都の文化芸術振興の拠点施設として、芸術家・芸術関係者の育成のための事業や、芸術作品の制作・練習の場を提供する制作・発表支援事業をはじめ、数多くの若い芸術家の成長・飛躍を支えてきた京都芸術センター(※1)の効果的な運営を図ります。

具体的には、今日、京都芸術センターの存在や事業が定着する一方、制作や発表の場所を求める有望な若手芸術家の多様なニーズに十分に応え切れていない状況が生じているため、センターの機能強化の方策を模索し、新たな創造活動を支援する取組の更なる充実をめざします。

また,京都の文化芸術の新たな担い手を育成するため,若手芸術家等を対象に,審査のうえ,将来の飛躍を促すための活動資金を支給する「京都市芸術文化特別奨励制度」(※2)について,より多くの芸術家たちに夢と希望を与えるとともに,奨励者の活動のエネルギーが京都のまちに還元されるよう,一層効果的な運用を図っていきます。

更に、こうした若い芸術家の育成・活動支援を図る制度等について、京都はも とより、広く全国に向けて積極的にアピールし、より多くの有望な人材が京都に 集うことをめざします。

※1 京都芸術センター

京都市の文化芸術施策を総合的に推進するための拠点として、平成 12 年 4 月に開設。「文化芸術活動の支援」、「文化芸術情報の発信」、「芸術家・市民の交流」を目的として、芸術家・芸術関係者等の人材育成をはじめ、様々な先駆的な事業を展開しています。

具体的な事業としては、選定された芸術家等を支援するための制作室の無償提供、 現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術、さらにはそれらの融合による展覧会や 発表会、アーティスト・イン・レジデンス事業等を実施しています。

※2 京都市芸術文化特別奨励制度

京都における文化芸術に関わる活動を行う若手芸術家等(個人・グループ)を対象に公募を行い、申請者の実力や可能性、活動内容等を総合的に評価・選考し、1年間の活動経費として1件300万円を交付する制度で、京都から世界に羽ばたこうとする若いアーティストを支援するものです。

(4)の関連条項等

- 条例第12条「新たな文化芸術の創造に資するための施策」,第19条「文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え,創造的な活動を新たに生み出すための施策」の具体化
- 〇 第1章3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 ア「文化芸術に関わる活動がさかんなまち」の実現の取 組

(5) 文化芸術都市・京都が誇る市民の力、もっと結集、もっと拡大!

文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

(現状と課題)

文化芸術に関する市民の皆さんの意識を伺ったアンケート調査(平成 18 年度)において、「京都の文化芸術にもっと触れ、楽しみたい」等の回答が 9 割近くありましたが、このうち 6 割強が「機会があれば楽しみたい」という回答でした。文化芸術都市の創生のためには、「積極的に触れ、楽しみたい」という方々の参画だけではなく、「機会があれば…」という方々の潜在的な関心を引き出し、市民の皆さんとのパートナーシップをより一層進めていく必要があります。

【取組の趣旨】

現行の文化ボランティア制度の枠組みを拡げて、文化事業のサポートという具体的な形に至らずとも、文化芸術に関わりを持ちたい、あるいは何らかのきっかけさえあればもっと積極的に楽しみたいという意向を含めて、市民の方々の幅広いニーズをネットワーク化し、より多くの市民、NPO、企業等が、文化芸術都市づくりへの参画意識を持って積極的に活動し、文化芸術を楽しむ状況をつくります。

ここがリード(他都市に例がないといえる要素,取組の特徴等)

河合隼雄前文化庁長官の「文化ボランティア活動の活性化」の提唱にいち早く呼応して、 平成 14 年度、本市において「文化ボランティア制度」を創設したところ、約 500 名の登録(平成 19 年 3 月時点)を得るなど市民の関心が高く、また、その中には、茶道、華道、音楽、美術など多種多様な文化芸術活動を行っている方が多いなど、文化芸術の裾野が広い京都の特性を生かした取組です。

【具体的施策】

│・ 京都文化パートナー1 万人構想に向けた取組

(ア) 京都文化パートナー1 万人登録の促進

現行の文化ボランティア制度(※)の枠組みを拡げ、「より手軽に関われる機会があれば関わりたい」といった、文化芸術に潜在的な関心を持つ層の市民や、NPO、企業等も含めて、広く「文化パートナー」として募り、思い思いの関わり方で京都の文化芸術を支えていく幅広い力の結集をめざします。

本計画期間の10年後の1万人登録達成を目標に,京都はもとより全国を視野に普及・拡大を図るとともに,活動の場や機会の拡大等に取り組みます。

「文化パートナー」とは

- a 文化ボランティア (文化事業の運営や実施をサポート)
- b 本市事業や後援事業等のチラシを隣近所(企業等の場合は職場・グループ内)などで配布する「地域の広報支援」
- c 本市事業や後援事業等の情報を受けて、友人・知人等にくちコミで広げる「くちコミ支援」

d 本市事業や後援事業等の情報を受けて、積極的に参加し、楽しむ「文化芸術の熱心な愛好」

など、幅広い形態で京都の文化を支える人々を想定しています。

※文化ボランティア制度

市民や企業、芸術家等から、文化事業の運営や実施のサポートを行うボランティアを募り、サポートを必要とする事業主体等と結びつける制度

(イ) 京都文化パートナーズショップの募集・拡大

京都文化パートナー1 万人構想に向けた取組の一環として、本市主催の文化 事業のチラシ配布・ポスターの掲示に協力してもらえる店舗(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、喫茶店等)を募集し、「京都文化パートナーズショップ」と位置づけて、市民の日常生活により身近な「まちなかの情報発信拠点」としての役割を担っていただく取組を進めます。

(5)の関連条項等

- 条例第9条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」,第15条「国内外の人々の 関心と理解を深めるための施策」,第20条「文化芸術及び産業が相互に影響を与え,創造的な活動を 新たに生み出すための施策」,第21条「市民の自主的な活動を支援するための施策」の具体化
- 第1章3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 ウ「市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち」の実現の取組

2 文化芸術都市創生のための総合的な施策

文化芸術都市の創生に向けては、本章1の「京都がリードする文化芸術のまちづくり」に重点的に取り組むとともに、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」(第2章第2節)の各項目に沿って、総合的に施策の推進を図っていく必要があります。

「京都がリードする文化芸術のまちづくり」に掲げた各施策が、文化芸術都市づくりの先駆けの「原動力」となるものであるのに対し、ここに掲げる施策は、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるための総合的な施策となります。

※ 施策のうち、◎を付けたものは新規の取組です。

(1) 日常生活における文化芸術の定着

文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにする。

ア 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策

第8条 本市は、暮らしの文化(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。)に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したものの顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進 ◎

地域住民の方々が、自分たちの地域や日常生活の中から、京ことばや京都ならではの 衣食住の習慣、年中行事など、継承すべき「暮らしの文化」を自ら再発見・再認識し、 地域コミュニティの活性化等につなげる取組について、「文化芸術による地域のまちづ くり活動の支援」(第 2 章 1 (2) 具体的施策 (イ))の活用等により、活動の促進に取 り組みます。

取組例

- a フィールドワーク等により、地域でかつて盛んに行われていた年中行事や、関心 が薄れつつある文化などを再発見し、地域の中で周知・共有したり、再興・継承す る取組など
- b 地域の高齢者や研究者等を招いて、昔ながらの生活の知恵や文化、地域の歴史や 伝統などにまつわる話を、子どもたちや、新たに転入してきた住民の方々も交えて 聞く「講話の会」の開催など

(イ) 暮らしの文化普及・啓発冊子の作成・発行 ◎

地域住民の方々やNPO等の市民団体などが、地域や日常生活の中から「暮らしの文化」を再発見・再認識する取組を支援(上記(ア))するとともに、その取組成果をまとめた普及・啓発冊子「京都の暮らしの文化、魅力再発見!」(仮称)の作成・発行等によって、「暮らしの文化」の魅力と意義を広く普及し、他の地域での取組の促進を図ります。

(ウ) 暮らしの文化を普及・啓発するシンポジウム等の開催 ◎

研究者や市民団体(※)等との連携により、暮らしの文化の魅力を普及・啓発するシンポジウムの開催等を図ります。

※ 京ことばの保存・継承や、町家の暮らしの魅力の紹介等に取り組む NPO や市民サークルなどを想定

(エ)「暮らしの文化顕彰制度」(仮称)の創設 ◎

京都の伝統的な生活習慣や地域に根付く芸能や祭事など、暮らしの文化の継承や普及啓発に寄与した方を顕彰する制度を創設し、活動を広く周知することを検討します。

イ 市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策

第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようにするため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都文化祭典の開催

「京の華舞台」、「京都の秋 音楽祭」、「市民ふれあいステージ」、「京都映画祭」など、多彩な催しにより、伝統芸能から先駆的な新しい芸術、市民文化、更には京都で発祥した日本映画の魅力をアピールする「京都文化祭典」。引き続き、京都ならではの景観を生かし、観光振興の取組とも連携しながら、京都の文化芸術活動に刺激を与え、多くの市民に親しまれる、一層望ましい祭典の在り方をめざして取組を進めます。

(イ) 本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進

京都市美術館,京都コンサートホール,地域文化会館等の施設において,市民の皆さんに,多様な文化芸術に触れていただくための展覧会やコンサート等の開催をはじめ,各施設の機能を一層発揮して各種文化事業の取組を進めます。

取組のポイント

優れた文化芸術に触れていただくだけでなく、市民の皆さんにより気軽に文化芸術を楽しんでいただくため、京都市美術館におけるアートフレンド事業 (※1)、京都コンサートホールにおけるシニア制度やスチューデント制度等 (※2)、地域文化会館等における市民の皆さんの文化芸術活動発表の催しなどの取組を積極的に進めます。

- ※1 各種ワークショップや市民美術講座(講演会・ギャラリートーク)を開催
- ※2 70 歳以上の高齢者を対象にシニアシートの設定と割引を行うシニア制度や、学生証提示で当日券を半額にするスチューデント制度等のサービスを行っている。

(ウ)「まちなかどこでもギャラリー・コンサート推進事業」(仮称)等の取組 ◎

公共・民間施設の空きスペース等(※)を活用し、文化ボランティア等の協力を得て 文化芸術の催しを行ったり、企業等との連携により、市民が文化芸術に気軽に触れる都 市空間の創出をめざします。

※ 寺院・神社,空き店舗,郵便局,病院,大学や本市施設などの敷地・施設の一部等 (「文化芸術による地域のまちづくり推進事業」にも活用)

(エ) 国民文化祭の京都開催 ◎

全国各地で行われている様々な文化活動を全国的な規模で発表し交流する文化の祭典である国民文化祭が、平成23年度に京都で行われることから、文化庁や京都府等と協調し、この事業が、多様な文化活動に京都市民が触れ、交流するとともに、文化芸術都市・京都の市民文化を全国に発信する絶好の機会となるよう取組を進めます。

(オ)「より一層市民に愛される京響」をめざす取組の推進

京都市交響楽団は、日本で唯一の自治体直営のオーケストラとして創立し、平成 18 年度には 50 周年を迎えました。これを契機として、文化芸術都市にふさわしい、世界に誇れるオーケストラへの飛躍と、市民の皆さんにより一層親しまれ、愛される「京響」となることをめざして更なる取組を進めます。

取組のポイント

京都コンサートホール等における本格的な演奏会の実施とあわせて、地域文化会館など市民の皆さんに身近な会場で、比較的低料金で演奏をお届けする「みんなのコンサート」や、福祉施設や病院等への訪問演奏、市民の皆さんからの音楽に関する相談に応じる「音楽相談」などの取組を積極的に進めるほか、楽団練習場を活用した取組の推進等により、「京響」の存在を市民の皆さんにより一層身近に感じていただくことをめざします。

(カ)世界的に注目されつつあるマンガ文化の振興 ◎

平成18年11月に、元市立龍池小学校の敷地内に開設した「京都国際マンガミュージアム」(京都市・京都精華大学共同事業)について、世界から注目されているマンガの収集・保管・展示・調査・研究等を行うミュージアムの機能が効果的に発揮されるよう、文化政策の観点からも連携を図ります。

(キ) 文化芸術に関する生涯学習の推進

京都市生涯学習総合センター(京都アスニー)や生涯学習総合センター山科(アスニー山科)の「アスニー・セミナー」や「アスニー・アトリエ」,「アスニーシネマ」などにおいて、多くの市民の方々に文化芸術等に触れ、理解を深めていただく事業が行われています。今後、いわゆる「団塊の世代」の人々の多くが定年を迎えることから、これらの人々に、生涯にわたって文化芸術に親しみ、その楽しさを享受していただく観点からも、文化芸術施策と生涯学習事業との一層の連携等により、文化芸術に関する生涯学習の推進を図ります。

(ク) 文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進

文化芸術団体との連携や共催などにより、市民の皆さんに鑑賞したり、参加していた だける多彩な事業の促進を図ります。

(ケ) 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」(※) の推進

文化芸術施策や施設が、全ての人にとってできる限り利用しやすく、楽しめるものとなるよう、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」等に基づき取組を進めます。

※ 製品、設備、施設やサービスの提供などを、すべての人にとってできる限り利用し やすいデザインにすること。

ウ 子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策

第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その 他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供 による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 子どものための各種体験教室等の推進

文化芸術団体との連携により、子どもを対象とした能楽、邦舞、邦楽など文化芸術の 体験教室等の推進を図ります。

(イ) 芸術系の市立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進

京都市では、芸術系の専門的な教育を進める機関として、全国に先駆けて、京都市立 銅駝美術工芸高等学校及び京都市立音楽高等学校を開設しています。

このうち、市立音楽高等学校については、元市立城巽中学校跡地に移転整備して更なる機能の充実を図るとともに、この地において、音楽、美術などの文化芸術の拠点づくりをめざす計画を進めています。

引き続き先進的な芸術教育を進め、優れた文化芸術の担い手の育成を図ります。

(ウ) ジュニア京都検定の推進

歴史都市・京都の優れた文化を守り、次代へ継承していく子どもたちを育むため、子どもたちが知識と共に体験を通して京都の文化を学ぶ機会を、市民ぐるみで創出するために創設した「歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定(ジュニア京都検定)」の取組を進めます。

(エ) 子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進

青少年のオーケストラ活動の支援等をめざして設立した京都市ジュニアオーケストラや、心温まるハーモニーを届ける演奏活動を展開する京都市少年合唱団の運営、京都市交響楽団の演奏を楽しむ「小学生のための音楽鑑賞教室」、京都市立芸術大学が行っている「子どもの音楽教室」などの事業を通じて、子どもや青少年の音楽文化の振興・普及を図ります。

(オ) 青少年の文化芸術活動の促進

新たな若者文化の創造と市民との相互交流を促進するため、青少年活動センターを拠点とする青少年の文化芸術活動等の推進を図ります。

また、創造活動の場である「ライブキッズ」を実施します。

(2) 伝統の継承と新たな創造活動の支援

伝統的な文化芸術を保存・継承し、新たな文化芸術の創造活動の支援と、芸術活動を担う人材の育成を行う。

ア 伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策

第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、 市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大する ために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 市民や観光客に、京都の伝統的な文化芸術に身近に触れていただく機会の提供 市民狂言会、市民寄席、元離宮二条城における市民大茶会や、文化芸術団体との連携 により実施している京都薪能、華道京展、市民邦楽会、市民邦舞会など、伝統的な文化 芸術の身近な鑑賞機会提供の取組を進めます。

(イ) 文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進

京都芸術センターにおける「明倫茶会」、「継ぐこと・伝えること」など、京都の優れた伝統的文化芸術を現代に生かし、次代に継承するとともに、明日の伝統を創造する取組を進めます。

(ウ) 子どもたちへの伝統的な文化芸術継承の取組の促進

文化庁の「伝統文化こども教室事業」(補助事業)の活用等を進め、地域の保存会や 文化団体等が、子どもたちに民俗芸能や邦楽、邦舞などの伝統的な文化芸術を体験・修 得させ、次代に継承するための取組を促進します。

(エ) 伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進

日本の伝統音楽に係る総合的な研究機関である京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターについて、研究や研究成果の公開、国際交流等の機能の推進を図ります。

(オ) 伝統的な花街の文化の継承

「祇園甲部」,「宮川町」,「先斗町」,「上七軒」,「祇園東」の京都の五花街では,歌舞を中心とした邦楽,邦舞を伝承しつつ,国内外の人々を魅了しています。こうした五花街で培われた伝統芸能が,これからも京都の特色ある文化としていきいきと息づくよう, 関京都伝統伎芸振興財団(「おおきに財団」)等の関係団体と連携して,その保存継承を図ります。

イ 新たな文化芸術の創造に資するための施策

第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、 支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア)芸術家とメセナ企業との出会いの促進「アートシンデレラストーリー創出事業」 (仮称)等の実施 ◎

企業や社会活動団体等のメセナ活動を促進し、若手芸術家等の活動を経費的に支える とともに、彼らが、企業等の社会的な評価を糧として、更なる成長・飛躍を図ることを 促します。

例えば、活動への支援や企業との連携等を求める芸術家が直接企業に対してアピールできるような環境づくりを検討するなどして、両者の結びつきを支援します。また、活動支援を行った企業等の顕彰や企業間の交流推進等により、メセナ活動の気運を高めるなど、文化芸術と産業との連携の促進を図ります。

(イ) より効果的な顕彰制度の在り方の検討

本市では、将来を嘱望される新人や、新人育成等に功労があった方を表彰する「京都市芸術新人賞・同功労賞」や、本市の文化の向上に多大の功労があった方を表彰する「京都市文化功労者」等の顕彰制度を運用しています。

これらの制度について,京都が誇る優れた人材の力が,文化芸術都市創生の取組により一層反映されるような,効果的な制度となるよう検討し,取組を進めます。

(ウ) 助成金等の情報のより効果的な発信

国、助成団体等の各種助成金に関する情報を集約・整理し、支援を必要とする芸術家がスムーズに申請できるよう、より効果的な情報発信を検討し、取組を進めます。

(エ) 芸術活動へのきめ細かな支援

国,助成団体等からの助成金が内定している芸術家に対し,「つなぎ資金」を無利息で融資することにより,芸術活動に係る資金面の負担を軽減し,芸術家の支援・育成を 図る「助成金等内定者資金融資制度」の効果的な運用を進めます。

ウ 文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化 に資するための施策

第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 文化芸術による地域のまちづくりの取組の普及・促進 ◎

取組の先行事例を紹介する「文化芸術による地域のまちづくり事例集」(仮称)の作成・発行等により、各地域における取組の促進を図ります。

(イ) 京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進

「文化芸術による地域のまちづくり」を推進するに当たって、美しい景観や住みよいまちの創造のために市民の皆さんの主体的なまちづくり活動の支援を進める「京都市景観・まちづくりセンター」との連携を図ります。

また、「歩いて楽しいまち」、「誰もが歩きたくなるまち」などをテーマとしたまちづくり活動を、地域と行政のパートナーシップで進める「歩いて暮らせるまちづくり」の 取組との連携も図ります。

(ウ) 各区の個性を生かした各種文化関係事業の推進

各区の基本計画に掲げた各種の文化関係事業について、地域の特性を生かし、区の独自性を発揮しながら、引き続き区民とのパートナーシップにより取組を進めます。

(エ) 芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり

芸術家や芸術団体に練習場所を無償で提供し、団体には無料のコンサートやワークショップを開催していただいて、地域住民の方々に、文化芸術を身近に楽しむ機会を提供する「地域文化会館におけるフランチャイズ(活動拠点)化事業」等の取組を進めます。

(3) 文化芸術の交流の促進

文化芸術に関する交流を積極的に促進する。

ア 国内外の地域との交流を促進するための施策

第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) アーティスト・イン・レジデンス事業や招聘アーティストの作品展等の推進

国内外の芸術家・芸術関係者を受け入れ、その作品の制作、発表、市民とのワークショップ等の活動を支援する、京都芸術センターにおける「アーティスト・イン・レジデンス」等の取組を進めます。

(イ) 留学生による文化芸術交流の推進

京都市立芸術大学が諸外国の大学と行っている学生の交換派遣や、交流展・演奏会の取組など、留学生による文化芸術に関する国際交流を進めます。

(ウ) 国際交流に係る関係機関等との連携の推進

京都迎賓館や京都市国際交流会館、在京各国文化センター、京都文化交流コンベンションビューロー、芸術系大学など、文化芸術に関する国際交流に係る関係施設・機関等との連携を進めます。

(エ) 国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進

京都の伝統的な文化芸術等の魅力を外国の方々に紹介する活動など、文化芸術に関する国際交流は市民レベルでも進められています。こうした活動を行う団体等との連携を進めます。

(オ) 姉妹都市との文化交流事業の推進

本市の姉妹都市との盟約締結の周年を契機として,各都市との文化交流を深める取組 を進めます。

イ 国内外の人々の関心と理解を深めるための施策

第15条 本市は、京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界 に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都芸術文化情報リンク集の充実

京都の芸術家・芸術団体や文化施設等の情報をインターネットにより全国に発信している京都芸術文化情報リンク集について、京都の文化芸術の魅力や豊かさを広く紹介し、アピールするツールとして、検索機能の付与など一層の充実を図ります。

(イ)後援事業等の支援 ◎

本市が後援する事業等について,市民への情報発信や,京都市後援事業であることを 示す共通マーク,ロゴ等の設定など,主に広報面の支援等を検討し,取組を進めます。

(ウ) 障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫

視覚障害等の障害のある方のために、例えば文化ボランティアの協力などにより、文 化芸術に関する情報を得られやすくする工夫を検討し、取組を進めます。

(エ) 国際交流に係る関係機関等と連携した情報発信の推進

京都迎賓館や京都市国際交流会館,在京各国文化センター,京都文化交流コンベンションビューロー,芸術系大学などと連携を図りながら,文化芸術に関する国際的な情報発信を進めます。

(オ)「京都館」や海外情報拠点と連携した情報発信の推進

京都の魅力を首都圏に発信するための東京の「京都館」や、韓国、中国、オーストラリアに設置した海外情報拠点と連携し、それらの施設を活用した文化芸術情報の発信を検討し、取組を進めます。

(カ) 関西の関係団体等と連携した広域的な情報発信の推進

文化庁と関西の経済団体,関係事業者,報道機関,行政等の協力体制のもと,共同の 広報戦略等により,関西の文化を全国に発信することをめざす「関西元気文化圏事業」 が展開されています。こうした取組等と連携しながら,広域的な情報発信を進めます。

(キ) マスメディアと連携した情報発信の推進

市民をはじめ多くの人々の文化芸術に対する関心と理解を深める上で、新聞、タウン誌、各種情報誌、テレビ、ラジオ等のマスメディアの果たす役割には大きなものがあります。これらマスメディアとの更なる連携による、文化芸術情報の効果的な発信に取り組みます。

(4) 文化芸術環境の向上

文化財の保護・活用、景観の保全・再生など、文化芸術振興のための環境整備に努める。

ア 文化財を保護し、及び活用するための施策

第16条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、文化財を保護し、及び活用するために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 文化財の保存と活用の推進

開発行為の増大、生活様式の変化等により、消滅の危機にさらされている考古資料や 民俗資料などをはじめ、未来に引き継ぐべき貴重な文化財の一層効果的な保存・活用を、 関京都市埋蔵文化財研究所や側京都市文化観光資源保護財団等とも連携を図りながら 進めます。

とりわけ、平安京をはじめとする数々の遺跡からの出土品を収蔵する施設が飽和しつつあることから、歴史や文化の発展を知る上で貴重な出土品の適切な保管・活用に必要な施設整備を進めます。

(イ) 地域文化財サポーター, 地域文化財マネージャーの育成 ◎

市民,NPO,大学等の幅広い連携・協力体制の構築を図ります。

(ウ) 地域文化遺産の保存と活用の促進

地域の歴史や文化と密接に結びつき、地域の文化の向上発展や個性ある地域づくりの中核となる文化遺産を、地域住民の方々等に率先して保存・活用していただく取組を進めます。

(エ) 子どもたちの文化遺産を大切にする意識を育む取組の推進

京都市内で出土した埋蔵文化財等に、子どもたちに実際に触れてもらいながら、京都の歴史に思いを馳せ、その重みを感じ、地域に愛着を持てるようにする取組を進めます。

(オ) 元離宮二条城、無鄰蕃の保存と活用

元離宮二条城,無鄰菴について,本市の貴重な文化財の保存と活用の観点から,必要な施設整備と効果的な運営を進めます。

取組のポイント

元離宮二条城は、全域が史跡に指定されており、国宝二の丸御殿のほか多くの重要文化財を有し、また、古都京都の文化財として世界遺産にも登録されています。この二条城の魅力を知っていただくとともに文化財保護の大切さを理解いただくため、ライトアップ、本丸御殿特別公開、市民大茶会、「お城まつり」等の事業を開催し、毎年 120 万人前後の入場者を数えています。

また、無鄰菴は、明治・大正時代の元老 山県有朋の別荘であったもので、明治の代表的名園とされる庭園を含めて、市民や観光に訪れた方々に公開しています。

(次ページに続く)

これら、二条城及び無鄰菴という、歴史の重みを湛えた京都の貴重な財産について、近年、建物の老朽化が進んでいることから、引き続き修繕・整備等の必要な対策を進め、観光振興の取組とも連携しながら、施設の適切な保存と活用により、国内外の人々を魅了し続けるよう取り組みます。

(カ) 近代化遺産の活用

京都の近代化を支えた琵琶湖疏水の意義を後世に伝えるなど、市内の近代化遺産の活用を検討し、取組を進めます。

(キ) 京都における新たな世界遺産の登録 ◎

京都には、世界遺産に登録されている「古都京都の文化財」に匹敵する数多くの文化 遺産と美しい景観があることから、世界遺産を拡充することにより、京都の歴史的、伝 統的な景観や文化、文化財の素晴らしさを世界に発信するとともに、人類共通の財産を 守り、育て、伝えていくことを国等に要望する取組を進めます。

取組のポイント

平成6年12月に「古都京都の文化財」として、京都市所在の14件の社寺城が世界遺産に登録されました。京都市では、登録された文化資産をはじめ個々の資産(建造物、庭園)の価値を永続的に保持するために、国等と連携して、法令に基づく保護や、景観保全のための都市計画的手法を駆使した措置を講じています。

他方,現在,世界遺産に登録されている社寺城だけでなく,それに匹敵する数多くの有形・無形の文化遺産と美しい景観があります。その魅力を世界に発信するとともに,人類共通の財産を守り,育て,未来に伝えていくため,世界遺産を拡充するよう,国への要望等に取り組みます。

イ 景観を保全し、及び再生するための施策

第17条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、景観を保全し、及び再生するために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 重要文化的景観の選定への取組の推進 ◎

京都の景観は、山紫水明の自然景観や、日常の生活や生業を通じて創り出されてきた 文化的景観などによって織り成されています。文化財保護法に基づいて、その保存と活 用を図り、国内外の人々を魅了する京都の景観を次世代に伝えるため、京都の重要文化 的景観の選定の申出に向けた調査の実施などの取組を進めます。

取組のポイント

好ましい景観の保護が社会的に要請される中,平成 16 年に,景観法の制定及び文化 財保護法の改正があり,「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により 形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を 「文化的景観」という新しい文化財として,保護の対象としていくこととなりました。 京都市では,昭和5年の風致地区の指定以来,様々な制度を駆使し,また,文化財保 護を通して良好な景観保全に努めてきましたが,なお文化的景観の保護は十分ではあり ません。

日常の生活や生業を通じて創り出され、長い年月の積み重ねを経て現在まで継承されてきた京都の文化的景観が、重要文化的景観に選定されるよう、地域が育ててきた景観を守っていこうとする人々などと連携しながら取り組みます。

(イ) 美しく、京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用

京都市では、京都の歴史的な景観を守るため、独自の条例や助成制度の創設など、他都市に先駆けた取組を進めてきました。引き続き、風致地区の指定、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定、伝統的建造物群保存地区の指定等の効果的な運用を進め、美しい自然景観の保護と、京都らしい市街地景観の形成を図ります。

(ウ)「時を超え光り輝く京都の景観づくり」の取組の推進 ◎

京都が、50年後、100年後も光り輝く都市であり続けるために、「時を超え光り輝く 京都の景観づくり審議会」の最終答申を踏まえ、建築物の高さ規制やデザイン基準の抜 本的な見直し、屋外広告物規制の強化、更には「京都市眺望景観創生条例」の制定など、 新たな景観政策を展開し、歴史都市・京都にふさわしい景観づくりを進めていきます。

取組のポイント

京都では、数え切れないほどの特色ある「景色」や「風景」が市域全体に広がり、それらが集合して京都の景観全体を構成しています。更に、京都の眺望景観や借景は、永い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものです。

こうしたことを踏まえ、清水寺、元離宮二条城、京都御苑、産寧坂付近、疏水、鴨川からの東山の眺めなど、世界遺産を含む歴史的資産周辺や、市街地が近接し、建築物の高さやデザインについて新たに規制しなければ、近い将来、眺望景観や借景が損なわれる可能性のある38箇所について、緊急的に保全対策を進めます。

(エ) 町家の保存・再生の取組

ファンドによる修理の補助や,賃貸住宅としての活用など,京町家の保存・再生の取組を進めます。

ウ 施設の充実を図るための施策

第18条 本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るため、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備、当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 文化芸術活動を支え、発表する場(拠点)の整備等

文化芸術都市の創生のためには、京都のまち全体が文化芸術の活動の場であるようにしていくことはもとより、まちなかの拠点となる京都会館、京都市美術館、京都コンサートホール、地域文化会館等の文化施設が効果的に機能し、文化芸術活動を支え、発表する場として十分な役割を果たしていくことが求められます。しかしながら、現在、京都会館や京都市美術館等の施設においては老朽化が進み、今日の利用ニーズや事業に対応できる機能や施設環境が整っているとは言い難い状況にあることから、必要な施設整備等を進めます。

また、京都会館、京都市美術館、京都市動物園、無鄰菴など、公立や民間の文化的な施設等が集積する岡崎地域において、この地域が、より多くの市民や観光客の皆さんに親しまれ、心を豊かにしていただける場所として活性化するよう、例えば各施設をめぐる1日周遊割引券「岡崎回廊チケット」(仮称)の発行の検討など、各施設や地域の連携を進め、地域全体の更なるにぎわいの創出を図ります。

取組のポイント

京都会館

京都府最大の2,000人収容の多目的ホールを持つ施設としてコンサート,演劇,式典,集会などに幅広く利用されています。しかし,施設の老朽化が著しく,利用上のニーズに十分対応できていないなどの課題も生じています。平成22年には開館50周年を迎えることを契機に、今後、大規模ホールに求められる今日的な機能を果たせるよう、再整備を図っていく必要があります。

京都会館が、わが国のモダニズム建築の代表的な建物の一つであることにも留意しながら、平成17年度に設置した有識者による再整備検討委員会の意見等を踏まえ、引き続き再整備構想の策定に向けて取り組みます。更に、その具体化に向けた取組を進め、京都を代表する大規模ホールとして、また、若い芸術家たちのあこがれの舞台として機能することをめざします。

京都市美術館

全国で2番目の公立美術館として開館し、市民をはじめ多くの人々に親しまれてきました。しかし、開館後73年を経て(平成19年3月時点)、海外展等の開催に求められる良好な展示環境の実現や、約2,100点に及ぶ所蔵品の適切な収蔵環境の確保など、施設・設備の改修が必要な状況になっています。

(次ページに続く)

これまで、施設の整備・充実に向けた検討を進め、平成 12 年にはギャラリー機能(貸館機能)を担う美術館別館を整備するなどの取組を行ってきましたが、更に抜本的な対策が必要です。

開館 80 周年, 更には 100 周年に向けて, 引き続き京都が誇る美術振興の拠点としての役割を果たせるよう, 美術館本館における, 老朽化している空調設備の更新等の展示環境の改善や, 生涯学習施設としての情報発信・学習機能の充実, 市民の皆さんの憩いの場としてのサービス施設の整備など, ミュージアム機能の整備・充実に向けた取組を進めます。

京都コンサートホール

クラシック音楽の演奏と鑑賞の場として最高水準の環境を整え、平成7年の開館以来、 国内外の一流オーケストラの招聘や、「京都の秋 音楽祭」の開催、京都市交響楽団の 定期演奏会の実施などにより、京都の音楽ファンをはじめ多くの人々に親しまれていま す。

このホールが、「京都におけるクラシック音楽の殿堂」としての機能を十分に果たす とともに、京都会館と並んで、若い芸術家たちのあこがれの舞台となることをめざし、 引き続き、充実した施設運営を進めます。

地域文化会館等

市民の皆さんに気軽に文化芸術に親しんでいただく場であり、地域文化の創造と発展のための活動の拠点として、市の周辺地区を東西南北に大きく区分し、各文化圏の中核施設として整備しました(昭和59年策定「京都市における文化会館整備に関する基本的な考え方」による)。

この地域文化会館が、地域住民の方々の文化芸術活動に係る多目的なニーズに効果的に対応できるよう、利用者の相談等に対応するコーディネート機能の充実等を図るとともに、アバンティホールも含めて、文化活動の発表や舞台芸術の鑑賞の場として効果的に活用されるよう取組を進めます。

京都市動物園

開園以来 100 年を超える歴史の中で、子どもたちをはじめ多くの市民の皆さんに親しまれてきましたが、施設の老朽化が進み、動物の適切な飼育管理や効果的な展示のための再整備が求められています。

これまで、施設の整備・充実に向けた検討を進め、平成 15 年度には開園 100 周年を記念した「サルワールド」を整備するなどの取組を行ってきましたが、引き続き、動物園の今日的使命や市民のニーズに応えるための対策が必要です。希少動物の保存や繁殖、展示の充実を図るとともに、子どもたちにいのちの大切さを教え、市民に憩いや精神的な癒しをもたらす施設としての機能の強化をめざし、関係者によるプロジェクトチームの設置等により、施設の再整備に向けた検討・取組を進めます。

(イ) 文化芸術関連機関・施設の交流, 連携

本市では、京都市立芸術大学、京都市立銅駝美術工芸高等学校、京都市立音楽高等学校、京都市歴史資料館といった教育研究機関や、京都市美術館、京都コンサートホール、京都芸術センター、京都市交響楽団などの文化施設や機関を管理・運営しています。これら本市の文化芸術関連機関や施設が、それぞれの特徴を発揮しつつ連携と交流を進め、共に文化芸術都市の創生をめざすよう取組を進めます。

(5) 学術・産業との連携

文化芸術に関する活動と学術研究・産業に関する活動との連携を促進する。

ア 文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに 生み出すための施策

第19条 本市は、文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出す ために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 文化芸術インターンシップ制度の創設 ◎

文化芸術の道を志して京都に集う多くの学生たちが、実践的な知識を学び、卒業後の活動に役立つ力を身に付けることを支援するために、京都に数多くある芸術系大学や大学コンソーシアム京都等と連携を図り、本市文化芸術担当部局や京都市美術館等における施策の企画・実施の現場に学生を受け入れ、そこでの学習実績を単位として認定する「文化芸術インターンシップ」の実施を検討します。

(イ) 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進 ◎

京都市立芸術大学が、京都のまちなかにおいて、大学が育む芸術活動と人とのつなが りや交流を進め、情報発信する場を設けることは、大学の活動に一層の可能性を切り開 くとともに、文化芸術のまちづくりにも大きな影響を及ぼすものです。こうした観点か ら、様々な方法、機会を探りながら、市内中心部における「京都芸大サテライト(仮称)」 (大学施設外で「ミニ芸大」的な機能を発揮する場、施設)の実現に向けた取組を進め ます。

(ウ) 文化芸術施策推進に際しての芸術系大学等との連携の推進

本市文化芸術担当部局と京都市立芸術大学の一層の連携を図るとともに,他の芸術系 大学や大学の芸術関係機関等との連携を進めます。

(エ) 京都が誇る大学の集積の活用

芸術系大学等に限らず、例えば、大学の人材や所蔵品、優れた研究機能など、各大学が有する「文化資源」を文化事業や施策に活用するなど、京都が誇る「大学の集積」の力を、大学コンソーシアム京都との連携等を通じて、文化芸術都市の創生に生かす取組を検討します。また、全国から、将来の文化芸術都市の担い手となる優れた人材が京都の大学に集うよう取り組みます。

(オ) 文化芸術や学術の交流を図る各種の取組との連携

国、府等との連携により、世界的に著名な文化人・芸術家を招いて「文化の多様性」 等をテーマに講演・討論等を行う「国際文化フォーラム」の充実に向けて、国への働き かけや市の取組を進めるほか、京都府等による「京都文化会議」との連携などを進めま す。

イ 文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出 すための施策

第20条 本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すため に必要な措置を講じなければならない。

(ア) 新京都市観光振興推進計画に基づく取組の推進

こころの時代に即した,じっくり,ゆっくりと楽しむ「ゆとりの旅」を提案する「新京都市観光振興推進計画」に基づき,元離宮二条城のライトアップ,芸術・文化施設の夜間開館,京都文化祭典等の取組を進めます。

(イ) 文化情報と観光情報を連携させた効果的な情報発信の推進

インターネット等により、市内で開催する文化芸術の催し等を広く市民の方々等にお知らせする文化芸術情報発信の取組と、京都観光に訪れる国内外の方々に様々な観光情報を提供する観光情報発信の取組との連携を図り、相互の情報の充実と、利用の拡大を図ります。

また、タクシー・バスなど、観光旅客運輸業界等とも連携を図った文化・観光情報の 発信の方策なども検討します。

(ウ) 京都の映画文化や映像文化の振興

「京都映画祭」の開催や、映画文化を支える NPO 等と連携した取組、「京都市ロケーションサービス推進会議」の取組、産学公連携による取組等により、京都の映画文化や映像文化の振興を図ります。

(エ) 文化芸術と産業との連携の促進 ◎

京都の文化芸術と、それを支えてきた産業との密接な関係を、京都の特性として多くの人々に再認識していただくため、両者の関わりを示す展覧会の開催などを検討します。また、京都の持つ豊富な文化芸術の力を、新たな産業創出の有力な資産と位置づけ、芸術系大学や企業、関係機関等との連携により、これを産業活動に生かすための方策を検討するなど、文化芸術と産業との連携の促進及びそれら相互の振興を図ります。

(6) 市民の活動支援

市民の自主的な活動を支援する。

ア 市民の自主的な活動を支援するための施策

第21条 本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 文化パートナーの活動の気運を高める取組の推進 ◎

文化パートナーの、文化芸術都市づくりへの参画意識を高め、積極的な活動(文化ボランティア、文化情報のくちコミ、催しへの参加等)を促進するため、本市主催の文化芸術事業及び後援事業のお知らせや、文化ボランティアに関する情報、文化パートナーズショップの紹介、文化パートナー相互の情報交換、文化芸術への関心を高める記事など、多彩な情報を盛り込んだ情報マガジンの配布や同電子版の配信などを検討・推進します。

(イ) 市民の文化芸術活動の支援

文化芸術活動に係る人や場所の情報提供や、活動のための環境整備など、市民の皆さんの文化芸術活動の振興に向けた支援を進めます。

(ウ) 地域文化会館の効果的な運営への市民参加等の推進

地域文化会館における催しの企画や実施に市民意見を反映するなど,市民参加の推進等により,地域文化会館の効果的な運営を進めます。

(エ) 文化芸術を支える基金への、市民や企業等の一層の賛同・協力の促進

文化ボランティア活動の振興や文化芸術都市の創生の取組に、「基金」への協力という形で多くの市民や企業に参画していただけるよう、賛同・協力を求める働きかけを進めるとともに、より賛同・協力が得られやすい仕組みを検討します。

第3章 推進方法

本計画は、市民の皆さん(芸術家、NPO、企業等を含む。)と本市が、以下のようなそれぞれの役割を踏まえつつ、互いに連携を図りながら進めます。

○ 市民の皆さんの役割

文化芸術を創造し、楽しむ者として、また、文化芸術によるまちづくりの担い手として、京都の文化芸術の豊かさを深く認識し、子どもたちや将来の京都のまちに引き継ぐために、文化芸術都市創生の取組に主体的に参画・関与する。

○ 本市の役割

文化芸術都市創生の取組の総合的な推進とコーディネートの役割を担い、市民の皆さんの主体的な参画を促し、その活動を支援し、協力・連携を進めるとともに、他の行政機関や大学等の関係機関などと連携を深めながら、取組の実施を図る。

1 市民参加による推進体制

(1) 京都文化芸術都市創生審議会の運営

本計画の策定に当たっては、「京都文化芸術都市創生条例」に基づいて設置した、 文化芸術関係者や市民、学識、企業等の代表から成る「京都文化芸術都市創生審議 会」の御意見を踏まえ、内容をとりまとめてきました。

本計画の実施に当たっても、引き続き、この審議会における多角的な見地からの 議論や助言を踏まえながら、取組の推進を図ります。

(2) 市民等による委員会の整備等

市民の皆さんとのパートナーシップによる本計画の効果的な推進の観点から、施設の運営や事業の実行のための市民等による委員会の設置・充実に取り組むなど、様々な機会を通じて市民参加の推進を図ります。

(3) 地域における主体的な取組の促進

本計画の取組を進めるためには、地域においても、多くの住民の方々に様々な取組を主体的に進めていただくことが必要です。このため、各区の文化芸術振興等に関わる団体をはじめ、地域の団体や住民の方々が文化芸術都市創生の取組に参加し、その力を十分に発揮していただけるよう取り組みます。

2 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の連携

(1) 文化芸術都市創生のための効果的な推進体制の整備

平成18年4月の「京都文化芸術都市創生条例」の施行に伴い、その推進のための中心的な役割を担う組織として、新たに文化芸術都市推進室を設置したところですが、更に、例えば「五つの京都先行プロジェクト」について、庁内の横断的な連携体制の整備などを検討します。

更に、計画の実施に努める中で推進体制の検証を行い、文化芸術都市を創生していくための実効性のある組織となるよう、継続的に検討を進めます。

また、文化芸術施策の推進に関してこれまで大きな役割を担ってきた側京都市芸術文化協会や側京都市音楽芸術文化振興財団などと、引き続き効果的な連携を図ります。

(2)「京都文化創造機構」(仮称)の整備

文化芸術のまちづくりを総合的に進めるためには、京都市のみならず、京都にある文化芸術に関係する様々な機関が連携していく必要があります。

こうした観点から、京都芸術センターや、本計画に掲げた国立京都伝統芸能文化センター(仮称)、国際日本文化研究センター、京都国立博物館、総合地球環境学研究所、京都市立芸術大学、市内の芸術系大学など、京都に集積する様々な専門機関がネットワークをつくり、文化芸術の創造・発信を総合的に担う機構として、「京都文化創造機構」(仮称)の整備をめざします。

(3) 京都府との連携・協調の推進

文化芸術政策に関しては、京都府においても、平成 17 年 10 月に「文化力による京都活性化推進条例」が制定され、更に、この条例に基づき、文化力による京都の活性化を総合的に推進するための基本的指針として、平成 18 年 12 月に「21 世紀京都文化力創造ビジョン」が策定されました。

このように、京都府・京都市において政策展開の共通した動きがとられつつあることを踏まえ、これを更なる契機として、本計画に掲げた施策の推進上の連携や役割分担を含め、京都府と一層の連携・協調を図っていきます。

(4) 文化庁関西拠点等との連携

関西から、全国、そして世界に向けて、日本文化を発信し、あわせて「関西元気文化圏」の発展・具体化を図りながら、本計画を効果的に推進していくため、平成19年1月に文化庁関西拠点として京都国立博物館内に設置された「関西元気文化圏推進・連携支援室」と緊密な連携を図っていきます。

また,国で進められる各種政策の動きを見据え,文化芸術に関わる制度の積極的な活用など,様々な観点から国との連携の推進を図ります。

3 京都創生策の推進

本計画において,文化芸術都市として創生しようとしている京都の歴史的・文化的な価値は,国民の貴重な財産であり,世界の宝でもあります。

京都市では、この京都を創生しようとする取組を、京都の取組だけにとどまらず、 国を挙げて進めることを提唱した「国家戦略としての京都創生」を進めていますが、 本計画はその文化面の取組の推進を担うものであることから、本計画の取組とあわせ て、引き続き「京都創生」の実現をめざします。

4 計画の取組の評価・点検等

本計画の推進状況については、毎年度とりまとめて「京都文化芸術都市創生審議会」に報告して評価・点検いただくとともに、本市ホームページに掲載するなどして広く公表し、また、市民フォーラムの開催など様々な機会を設けて、多くの市民の皆さんに知っていただき御意見をお聴きする工夫をしながら、取組の点検を行います。

また、本市行政評価システムを基本にしつつ、今後、国において、文化芸術の特性を踏まえた評価方法の開発に関する検討が行われる(※)こと等も踏まえながら、計画の推進状況について、市民の皆さんによりわかりやすい評価と点検を行えるよう取り組みます。

※ 国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」(平成19年2月9日閣議 決定)において、文化芸術の振興に当たっての配慮事項として、「文化芸術施策の評価の方法 について、文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法の開発に関する検討を行う。」ということが掲げられています。

本計画に掲げる施策一覧(京都文化芸術都市創生条例との関連)

第8条 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|---------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (1)ア(ア) | 地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進 | 0 | 23 |
| | (1)ア(イ) | 暮らしの文化普及・啓発冊子の作成・発行 | 0 | 24 |
| | (1)ア(ウ) | 暮らしの文化を普及・啓発するシンポジウム等の開催 | 0 | 24 |
| | (1)ア(エ) | 「暮らしの文化顕彰制度」(仮称)の創設 | 0 | 24 |

第9条 市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策

| 種別 | 見出し | 施策 | 新規 | 掲載ページ |
|--------------|---------|-----------------------------------|----|-------|
| | (1)イ(ア) | 京都文化祭典の開催 | | 24 |
| | (1)イ(イ) | 本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進 | | 25 |
| | (1)イ(ウ) | 「まちなかどこでもギャラリー・コンサート推進事業」(仮称)等の取組 | 0 | 25 |
| 総合的な施策 | (1)イ(エ) | 国民文化祭の京都開催 | 0 | 25 |
| (第2章2) | (1)イ(オ) | 「より一層市民に愛される京響」をめざす取組の推進 | | 25 |
| | (1)イ(カ) | 世界的に注目されつつあるマンガ文化の振興 | 0 | 26 |
| | (1)イ(キ) | 文化芸術に関する生涯学習の推進 | | 26 |
| | (1)イ(ク) | 文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進 | | 26 |
| | (1)イ(ケ) | 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進 | | 26 |

第10条 子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|----------|------|---------------------------------|----|-------|
| 先行プロジェクト | (3)ア | 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」(仮称)等の取組 | 0 | 17 |
| (第2章1) | (3)イ | 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり | | 18 |

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|------------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (1)ウ(ア) | 子どものための各種体験教室等の推進 | | 26 |
| | (1)ウ(イ) | 芸術系の市立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進 | | 26 |
| | (1)ウ(ウ) | ジュニア京都検定の推進 | | 27 |
| | (1)ウ(エ) | 子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進 | | 27 |
| | (1)ウ(オ) | 青少年の文化芸術活動の促進 | | 27 |

第11条 伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|--------------------|------|--|----|-------|
| 先行プロジェクト (第2章1) | (1)ア | 国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の整備に向けた取組 | 0 | 12 |
| | | まち全体を舞台にした「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」(仮称)等の取組 | 0 | 13 |

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|-------------------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | | 市民や観光客に、京都の伝統文化に身近に触れていただく機会 の提供 | | 28 |
| | (2)ア(イ) | 文化芸術拠点施設における伝統芸術継承・創造の取組の推進 | | 28 |
| | (2)ア(ウ) | 子どもたちへの伝統文化継承の取組の促進 | | 28 |
| | (2)ア(エ) | 伝統文化の研究や文化創造の機能の推進 | | 28 |
| | (2)ア(オ) | 伝統的な花街の文化の継承 | | 28 |

第12条 新たな文化芸術の創造に資するための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|----------|------|---------------------------|----|-------|
| 先行プロジェクト | (4)ア | 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり | 0 | 19 |
| (第2章1) | (4)イ | 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援 | | 19 |

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|--|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (2)イ(ア) | 芸術家とメセナ企業との出会いの促進「アートシンデレラストーリー創出事業」(仮称)等の実施 | 0 | 29 |
| | (2)イ(イ) | より効果的な顕彰制度の在り方の検討 | | 29 |
| | (2)イ(ウ) | 助成金等の情報のより効果的な発信 | | 29 |
| | (2)イ(エ) | 芸術活動へのきめ細かな支援 | | 29 |

第13条 文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|--------------------|-----|---------------------|----|-------|
| 先行プロジェクト (第2章1) | (2) | 文化芸術による地域のまちづくり推進事業 | 0 | 15 |

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|------------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (2)ウ(ア) | 文化芸術による地域のまちづくりの取組の普及・促進 | 0 | 30 |
| | (2)ウ(イ) | 京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進 | | 30 |
| | (2)ウ(ウ) | 各区の個性を生かした各種文化関係事業の推進 | | 30 |
| | (2)ウ(エ) | 芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり | | 30 |

第14条 国内外の地域との交流を促進するための施策

| 種別 | 見出し | 施策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|------------------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (3)ア(ア) | アーティスト・イン・レジデンス事業や招聘アーティストの作品展等の推進 | | 31 |
| | (3)ア(イ) | 留学生による文化芸術交流の推進 | | 31 |
| | (3)ア(ウ) | 国際交流に係る関係機関等との連携の推進 | | 31 |
| | (3)ア(エ) | 国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進 | | 31 |
| | (3)ア(オ) | 姉妹都市との文化交流事業の推進 | | 31 |

第15条 国内外の人々の関心と理解を深めるための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|--------------------------|----|-------|
| | (3)イ(ア) | 京都芸術文化情報リンク集の充実 | | 31 |
| | (3)イ(イ) | 後援事業等の支援 | 0 | 32 |
| 総合的な施策 (第2章2) | (3)イ(ウ) | 障害のある方のための文化情報発信の工夫 | | 32 |
| | (3)イ(エ) | 国際交流に係る関係機関等と連携した情報発信の推進 | | 32 |
| | (3)イ(オ) | 「京都館」や海外情報拠点と連携した情報発信の推進 | | 32 |
| | (3)イ(カ) | 関西の関係団体等と連携した広域的な情報発信の推進 | | 32 |
| | (3)イ(キ) | マスメディアと連携した情報発信の推進 | | 32 |

第16条 文化財を保護し、及び活用するための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|----------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (4)ア(ア) | 文化財の保存と活用の推進 | | 33 |
| | (4)ア(イ) | 地域文化財サポーター、地域文化財マネージャーの育成 | 0 | 33 |
| | (4)ア(ウ) | 地域文化遺産の保存と活用の促進 | | 33 |
| | (4)ア(エ) | 子どもたちの文化遺産を大切にする意識を育む取組の推進 | | 33 |
| | (4)ア(オ) | 元離宮二条城、無鄰菴の保存と活用 | | 33 |
| | (4)ア(カ) | 近代化遺産の活用 | | 34 |
| | (4)ア(キ) | 京都における新たな世界遺産の登録 | 0 | 34 |

第17条 景観を保全し、及び再生するための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|------------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (4)イ(ア) | 重要文化的景観の選定への取組の推進 | 0 | 34 |
| | (4)イ(イ) | 美しく、京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用 | | 35 |
| | (4)イ(ウ) | 「時を超え光り輝く京都の景観づくり」の取組の推進 | 0 | 35 |
| | (4)イ(エ) | 町家の保存・再生の取組 | | 35 |

第18条 施設の充実を図るための施策

| | 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|---|--------|---------|-------------------------|----|-------|
| Γ | 総合的な施策 | (4)ウ(ア) | 文化芸術活動を支え,発表する場(拠点)の整備等 | | 36 |
| | (第2章2) | (4)ウ(イ) | 文化芸術関係機関・施設の交流、連携 | | 38 |

第19条 文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え,創造的な活動を新たに生み出すための施策

| 種別 | 見出し | 施策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|--------------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (5)ア(ア) | 文化芸術インターンシップ制度の創設 | 0 | 39 |
| | | 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進 | 0 | 39 |
| | (5)ア(ウ) | 文化芸術施策推進に際しての芸術系大学等との連携の推進 | | 39 |
| | (5)ア(エ) | 京都が誇る大学の集積の活用 | | 39 |
| | (5)ア(オ) | 文化芸術や学術の交流を図る各種の取組との連携 | | 39 |

第20条 文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|----------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (5)イ(ア) | 新京都市観光振興推進計画に基づく取組の推進 | | 40 |
| | (5)イ(イ) | 文化情報と観光情報を連携させた効果的な情報発信の推進 | | 40 |
| | (5)イ(ウ) | 京都の映画文化や映像文化の振興 | | 40 |
| | (5)イ(エ) | 文化芸術と産業との連携の促進 | 0 | 40 |

第21条 市民の自主的な活動を支援するための施策

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|--------------------|-----|----------------------|----|-------|
| 先行プロジェクト (第2章1) | (5) | 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組 | 0 | 21 |

| 種別 | 見出し | 施 策 | 新規 | 掲載ページ |
|------------------|---------|--------------------------------------|----|-------|
| 総合的な施策 (第2章2) | (6)ア(ア) | 文化パートナーの活動の気運を高める取組の推進 | 0 | 41 |
| | (6)ア(イ) | 市民の文化芸術活動の支援 | | 41 |
| | (6)ア(ウ) | 地域文化会館の効果的な運営への市民参加等の推進 | | 41 |
| | (6)ア(エ) | 文化芸術を支える基金への, 市民や企業等の一層の賛同・協力 の促進 | | 41 |



京都文化芸術都市創生条例

平成18年3月27日公布 平成18年4月 1日施行

目次

前文

第1章 総則 (第1条~第6条)

第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

第1節 文化芸術都市創生計画 (第7条) 第2節 文化芸術都市の創生のための施策

(第8条~第21条)

第3章 京都文化芸術都市創生審議会

(第22条~第24条)

第4章 雑則 (第25条)

附則

ここ京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、多様な文化芸術が重層的に蓄積されてき た。これは、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという京都の先人たちの進取の気風により、創意工夫がされてきたことに負うところが大きい。そして、このような文化芸術の蓄積は、学術研究 や産業との結び付きを通して、より厚みを増して いる。

京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする 伝統的な建築物及びこれにより形成されている 歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の 歴文的は『単本かり出案が明と形谷される目然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、また、これに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらした。これにより、京ないは、日本のみならず世界においても、比類のない時間になったが表した。

都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっている。 将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であいた。 様けるには、無からの文化芸術の育成や振興創造なく、優れた文化芸術の保存と継承に、文化芸術がは、文化芸術がは、文化芸術がない活動が不断に行われるとともに、文化芸術なにも高喜びをもたらし、京都のまち全体を活った。 生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活った。 生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活った。 生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活った。 本市は、市民と共に、京都が文化的、市民のとする必要がある。 ここに、界の中でも格別の位置を占めるるがあることを改めて認識したうえで文化芸術都の創生に積極的に取り組むことを決意し、この創生に積極的に取り組むことを決意し、この創生に積極的に取り組むことを決意し、

例を制定する。

第1章 総則

(目的)

この条例は,文化芸術都市の創生に関し, その基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術都市の創生に関する施策の基本となる事項を定めること とにより,文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

この条例において「文化芸術都市の創 生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとすることにより、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

(基本理念)

- 第3条 文化芸術都市の創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 (1) 文化芸術が市民に一層身近なものとなり、
 尊重されるようにすること。

 - (2) 伝統的な文化芸術を保存し, 及び継承し, 並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成
 - すること。 文化芸術に関する交流を積極的に促進す
 - ること。 文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の 東細の保全及び再生その他文 保護及び活用、景観の保全及び再生その他文 化芸術を振興するための環境の整備に努め
 - ること。 文化芸術に関する活動と学術研究又は産 文化芸術に関する活動と学術研究又は産 業に関する活動との連携を促進すること。

(本市の責務)

第4条 本市は、文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることにかんがみ、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとう数となければなった。 実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

(市民の員務) 第5条 市民は、文化芸術の創造の担い手であり、 かつ、これを享受する者として、京都の文化芸 術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれて きたことを深く認識し、これを将来の世代に継 承するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第6条 本市は、文化芸術都市の創生に関する施 策を実施するために必要な財政上の措置を講 じるよう努めなければならない。

第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策 第1節 文化芸術都市創生計画

- 第7条 市長は、文化芸術都市の創生に関する施 策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創生に関する計画(以下「文化芸術都 市創生計画」という。)を定めなければならな
- い。 文化芸術都市創生計画は、次に掲げる事項に ついて定めるものとする。
 (1) 文化芸術都市の創生に関する目標
 (2) 文化芸術都市の創生に関する取組

 - その他文化芸術都市の創生に関する施策 を総合的かつ計画的に実施するために必要 な事項
- 市長は、文化芸術都市創生計画を定めるに当 同様は、X化芸術都中創生計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。 市長は、文化芸術都市創生計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。 前2項の規定は、文化芸術都市創生計画の変
- 更について準用する。

第2節 文化芸術都市の創生のための施策

(暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深 めるための施策)

第8条 本市は、暮らしの文化(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。)に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承にありませばいない。 要な措置を講じなければならない。

(市民が文化芸術に親しむことができるように するための施策)

第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をは じめ広く市民が文化芸術に親しむことができ るようにするため、文化芸術の鑑賞及び体験の 機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の 成果を発表する機会の提供, 市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする 催しの実施その他の必要な措置を講じなけれ ばならない。

(子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策) 第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性 を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その 他の様々な場での文化芸術に関する教育の充 実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子 供による文化芸術に関する活動に対する支援 その他の必要な措置を講じなければならない。

(伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策)

第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを 支える技術を保存し,及び継承するとともに, 市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文 化芸術を体験することができる機会を拡大す るために必要な措置を講じなければならない。

(新たな文化芸術の創造に資するための施策)

第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、 支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなけ ればならない。

(文化芸術に関する活動及び地域のまちづくり

(文化芸術に関する活動及び地域のまちつくりに関する活動の活性化に資するための施策) 第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動がある。 の他の必要な措置を講じなければならない。

(国内外の地域との交流を促進するための施策)

第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じな ければならない。

(国内外の人々の関心と理解を深めるための施策)

第15条 本市は、京都の文化芸術に対する国内 外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界 に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

(文化財を保護し、及び活用するための施策) 第16条 本市は、文化芸術都市の創生に資する ため、文化財を保護し、及び活用するために必 要な措置を講じなければならない。

(景観を保全し、及び再生するための施策) 第17条 本市は、文化芸術都市の創生に資する ため、景観を保全し、及び再生するために必要 な措置を講じなければならない。

(施設の充実を図るための施策)

第18条 本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るため、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施 設の整備, 当該施設相互の連携の推進その他の 必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え, 創 造的な活動を新たに生み出すための施策)

第19条 本市は、文化芸術及び学術研究が相互 に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出す ために必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的 な活動を新たに生み出すための施策)

第20条 本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すため に必要な措置を講じなければならない。

(市民の自主的な活動を支援するための施策)

第21条 本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなけ ればならない。

第3章 京都文化芸術都市創生審議会

(審議会)

文化芸術都市の創生に関する事項に プログライス では、 できる できる できる できる できる できる できる という。)を置く。 という。)を置く。

(審議会の組織)

- 第23条 審議会は,委員20人以内をもって組織する。
- 委員は、学識経験のある者その他市長が適当 と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任 命する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は, 市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は, 平成18年4月1日から施行す る。ただし、第7条第3項及び第5項(審議会に関する部分に限る。)並びに第3章の規定は、市規則で定める日から施行する。

2 前項ただし書の市規則で定める日以後最初 に市長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、 第24条第1項本文の規定にかかわらず、平成 20年3月31日までとする。

京都文化芸術都市創生審議会委員

(敬称略)

| 氏 名 | 職名等 |
|-------|---------------------------------|
| 麻生圭子 | エッセイスト |
| 池坊由紀 | 華道家元池坊次期家元 |
| 井上八千代 | 京舞井上流家元 |
| 梶田真章 | 法然院貫主 |
| 柏瀬武 | NHK京都放送局局長 |
| 川勝平太 | 国際日本文化研究センター教授, NIRA理事 |
| 金田章裕 | 京都大学大学院文学研究科教授 |
| 坂井輝久 | 京都新聞社報道局文化報道部編集委員 |
| 鈴木千鶴子 | 京都市教育委員 |
| 〇千宗室 | 茶道裏千家家元,京都芸術センター館長 |
| 中西進 | 京都市立芸術大学学長 |
| ◎西島安則 | 京都市産業技術研究所長,(財)京都市音楽芸術文化振興財団理事長 |
| 芳賀徹 | 京都造形芸術大学学長 |
| 船戸潤子 | 市民公募委員 |
| 村井康彦 | 京都市美術館長,(財)京都市芸術文化協会理事長 |
| 山本容子 | 銅版画家 |
| 吉積巳貴 | 市民公募委員 |
| リムボン | 立命館大学産業社会学部教授 |
| 渡部隆夫 | (社)京都経済同友会代表幹事 |
| 星川茂一 | 京都市副市長 |

◎ 会長 ○ 副会長

(平成19年3月現在)

計画策定までの経過

1 市政総合アンケートの実施

実施期間:平成18年6月26日~7月10日

市民の皆さん3,000人を対象に「京都の文化芸術」についての意識や考え方を調査した。

2 京都文化芸術都市創生審議会の開催

| 日 付 | 会議・取組 | 内 容 |
|-------------------|----------|---------------------|
| 亚出 10 年 7 日 94 日 | 笠 1 同宏業会 | 「文化芸術都市の創生」について多様な |
| 平成 18 年 7 月 24 日 | 第1回審議会 | 観点から意見交換 |
| 平成 18 年 8 月~9 月 | 各委員に個別 | 「文化芸術都市創生計画」に盛り込むべ |
| 平成18年8月~9月 | ヒアリング | き内容について意見聴取 |
| 亚出 10 年 10 日 10 日 | 笠 9 同宏業会 | 「文化芸術都市創生計画(素案)」のとり |
| 平成 18 年 10 月 18 日 | 第2回審議会 | まとめに向けて具体的に検討 |

- 3 計画 (素案) に対する市民意見募集
- (1) 募集期間 平成19年1月10日 ~ 2月12日
- (2) 意 見 数 総数 252件(意見をいただいた方 191人)
- (3) 募集方法

ア 市民フォーラム「みんなで進める文化芸術都市・京都の創生」

開催: 平成19年1月12日

京都コンサートホール アンサンブルホールムラタ

参加者: 426 人

内容:討論(西島安則氏,池坊由紀氏,村井康彦氏)

室内楽演奏 (ラ・ビッシュ・アンサンブル)

イ 文化団体等への計画 (素案) 説明・意見聴取 18回

ウ パンフレット配布 (3,000部), 文化芸術企画課ホームページに掲載

(4) 意見の概要

| ・計画全体に関する意見 | ••••• | 51 件 |
|---------------------------|-------|------|
| ・「計画がめざすもの」に関する意見 | ••••• | 3件 |
| ・「五つの京都先行プロジェクト」に関する意見 | ••••• | 56 件 |
| ・「日常生活における文化芸術の定着」に関する意見 | ••••• | 24 件 |
| ・「伝統の継承と新たな創造活動の支援」に関する意見 | ••••• | 22 件 |
| ・「文化芸術の交流の促進」に関する意見 | ••••• | 12 件 |
| ・「文化芸術環境の向上」に関する意見 | ••••• | 37 件 |
| ・「学術・産業との連携」に関する意見 | ••••• | 16 件 |
| ・「市民の活動支援」に関する意見 | ••••• | 4件 |
| ・「推進方法」に関する意見 | ••••• | 21 件 |
| ・その他 | | 6件 |

京都文化芸術都市創生計画

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 TEL 075-222-4105 FAX 075-222-4109 URL http://www.city.kyoto.jp/bunshi/bunka/

平成19年3月発行 京都市印刷物 第183213号